

第 36 回世界遺産委員会に向けた対応について (世界遺産条約の履行に関する定期報告及び顕著な普遍的価値の陳述等)

1 定期報告

- ・ 世界遺産条約第 29 条に基づき、各締約国は、自国の世界遺産の保全状況や立法的・行政的な措置について定められた様式にて提出し、各地域ごと(日本はアジア太平洋地域)に取りまとめられた報告書について、ユネスコ世界遺産委員会において審査が行われる予定。
- ・ 我が国を含むアジア太平洋地域の世界遺産の定期報告は平成 24 年の世界遺産委員会において審査される予定で、各締約国は平成 23 年 7 月 31 日までに記入した様式を世界遺産センターに提出することになっている。
- ・ 様式は「世界遺産条約履行のための作業指針」に定められており、セクション「締約国における世界遺産条約の適用」とセクション「特定の世界遺産物件の保全状態」で構成される。
- ・ セクション は、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全般に関する報告。
- ・ セクション は、個々の世界遺産の保全状況に関する、各遺産ごとの報告。

2 顕著な普遍的価値の遡及的陳述 (rSOUV)

- ・ 作業指針が平成 17 年に改定され、各資産の登録理由や保護管理要件などを示す“顕著な普遍的価値の陳述 (Statement of Outstanding Universal Value (SOUV))”を登録決議の際に採択することが定義された。(平成 19 年登録分から適用。)
- ・ 一方、平成 18 年以前(改定された作業指針が適用される前)に登録された世界遺産については、登録決議時に SOUV が採択されていないことから、定期報告に先立って、各締約国が登録時点に遡って SOUV を整理することになった。(retrospective SOUV (rSOUV))。
- ・ 知床は平成 17 年に登録されていることから、rSOUV を行うことが必要となった。(平成 23 年 1 月 31 日提出済み)
- ・ 提出した rSOUV は、国際自然保護連合 (IUCN) が審査した上で、平成 24 年の世界遺産委員会において承認されることとなっている。

3 世界遺産センター・IUCN 現地調査団からの勧告対応

- ・ 平成 17 年の第 29 回世界遺産委員会において知床が世界遺産一覧表に記載された際、保全状況等について評価するための調査団を招くこと等が勧告された。これを受けて、平成 20 年 2 月に世界遺産センター及び IUCN による現地調査が行われ、今後の知床の保全管理に対する助言として 17 の勧

告をともなう保全状況報告書がとりまとめられた。

- この勧告については、実施状況について世界遺産センターに定期的に連絡することになっている。また、平成24年の第36回世界遺産委員会でその実施状況を検討するために、それらの問題に関する報告を平成24年2月1日までに世界遺産センターに提出することになっている。
- 勧告の対応状況については、定期的な連絡の一環として、平成22年度の科学委員会と地域連絡会議での検討を踏まえ、遺産地域管理計画の英訳とあわせて世界遺産センターに提出する予定である。